

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

| | | | |
|---------|--|-----------|-----------------------|
| 受 理 番 号 | 2 9 9 6 ~ 2 9 9 8 | 受 理 年 月 日 | 令 和 7 年 2 月 19 日、20 日 |
| 件 名 | 敬老乗車証制度の交付基準の見直し | | |
| 要 旨 | <p>京都市敬老乗車証制度は、1973年に高齢者の生きがい対策として創設され、半世紀以上にわたって市民に利用されてきた。多くの利用者からは、敬老乗車証があるので安心して外出できる、お医者さんに行くのに助かっている、ボランティア活動に参加できて人生の生きがいを感じる等々の喜びの声が寄せられている。</p> <p>ところが、京都市は2023年10月から制度を改悪し、その結果、4万8,000人も市民が利用できなくなってしまった。改悪の内容は、2021年度比で本人負担が3倍（～4.5倍）、交付が順次75歳に、総所得700万円以上は不交付というもので、利用者には到底受け入れられないものである。</p> <p>私たちの暮らしは異常な物価高騰に苦しめられ、上がらぬ年金、賃金も上がらず、医療費負担など社会保障は重くのし掛かっている。京都市の敬老乗車証制度の改悪は、私たちの生活に更なる負担を押し付けるものである。</p> <p>今、バス事業は路線やダイヤの減少、運賃値上げ等、厳しい状況にあるが、敬老乗車証の利用減少は更なる事業後退につながることは明らかである。</p> <p>ついては、高齢者の生きがいを支え、社会活動の前進や健康長寿を進め、バス事業を支援する敬老乗車証を2021年度基準に戻し、市民利用が拡大されることを願う。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | 環 境 福 祉 委 員 会 | | |